

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月28日

松山市長 野志 克仁 様

提出者

住所 松山市大可賀2丁目2-10

氏名 四国ガス産業株式会社松山営業所

所長 矢野 修司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (089) 989-7100



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	四国ガス産業株式会社 松山営業所
事業場の所在地	松山市大可賀2丁目2-10
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	設備工事業
②事業の規模	6億6千万円
③従業員数	20名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>*道路ガス管埋設工事 ・がれき類（アスファルト・コンクリートがら）木くず ・中間処理業者に委託して再生骨材として再資源化 *建設汚泥 ・中間処理業者に委託して安定化</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者 所属：松山営業所 職・氏名：所長 矢野修司

廃棄物担当組織名：建設工事係 組織人数：5名

(役割) 統括責任者営業所長

- ・廃棄物処理方針の策定
- ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、処理
- ・委託契約の締結

建設工事係廃棄物担当課長

- ・社員、関連会社に対する教育・啓発
- ・産業廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・監督官庁への各種報告
- ・その他に関する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
排 出 量	3187.7 t	41.6 t

①・ 現状

(これまでに実施した取組)

- ・掘削幅の縮小
- ・非開削工法の導入（推進工事）

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
排 出 量	2300.0 t	25.0 t

②計画

(今後実施する予定の取組)

- ・上記に加え、下記の取り組みを実施予定
- ・アスファルト・コンクリートがら、の再生品を積極的に利用し
総体的に発生の削減に努める。
- ・掘削の影響幅の減少に努める。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
アスファルト・コンクリート・汚泥の3種類に分別し現場より排出

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①・ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
・特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
・実施予定なし			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①・ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
・特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
・実施予定なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①・ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①・ 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙にて記載		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	全処理委託量	3187.7 t	41.6 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	3187.7 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・社内の委託基準に従って、産業廃棄物処理を委託できる業者を選定し書面による契約を実施している。 ・徹底したマニフェストの管理及び現場単位での集計。 ・5年間保存の徹底			

(第5面)

【目標】		
産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
全処理委託量	2300.0 t	25.0 t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	2300.0 t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・当営業所の産業廃棄物総発生量の大半が、がれき類（アスファルト、コンクリートがら）である為、発生量抑制の為にも、非開削工や技術面の改善が必要となっている。 工事発注者の意向やコスト面などの問題もあるが、前向きに検討したい。 		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。